

医療費通知は、医療費控除の添付書類としてご利用いただけます

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

医療費通知は、医療機関等がかかった医療費の額をお知らせするために、下記のとおり発送しています。

発送月	対象診療月
令和6年10月（発送済）	令和6年 1月から令和6年 5月まで
令和7年 2月上旬頃	令和6年 6月から令和6年10月まで
令和7年 6月上旬頃（予定）	令和6年11月から令和6年12月まで



●確定申告にご利用になる際の注意

対象診療月が、令和6年11月から12月までの医療費通知は、確定申告の申告期限に間に合うように通知をお送りすることができません。ご承知おきください。

令和6年11月から12月までの医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。

令和6年分の確定申告をされる方へ

お問い合わせ先

納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和6年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

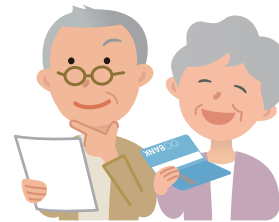
●特別徴収の方(年金から保険料を天引きされている方)

年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)

●普通徴収の方(口座振替や納付書によりお支払いされている方)

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族の方など)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付した方の社会保険料控除の対象となります。



確定申告、住民税申告に関するお問い合わせ

- 所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。
 - 住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。
- ※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給している方でも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

申請により保険料や医療費の自己負担額の減免が受けられる場合があります

〈主な減免事由〉

- 災害により住宅等に著しい損害を受けた
- 障害を負った又は長期の入院により収入が激減した
- 事業の休廃止や失業等により収入が激減した

詳しくはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。